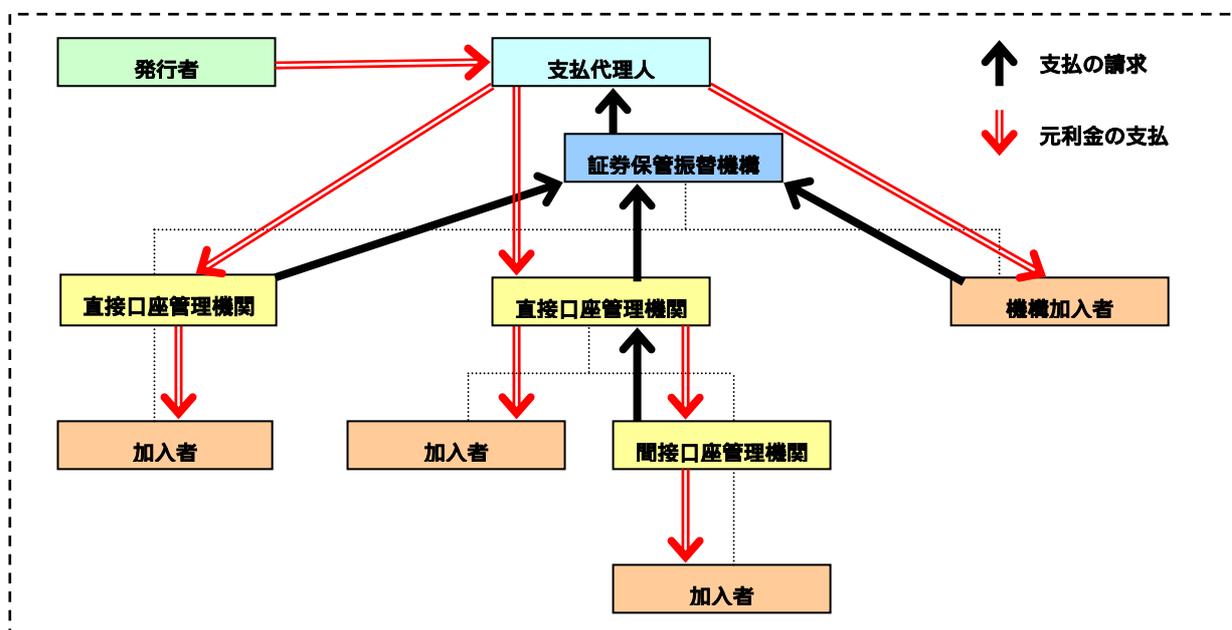


一般債振替制度における利金の取扱いについて

1.元利金支払の方法

一般債振替制度においては、振替制度の階層構造を利用し、発行者 支払代理人 口座管理機関 社債権者と、順次元利金の支払が行われます（下図参照）。

このような取扱いの前提として、加入者（機構加入者を除く）は上位機関である口座管理機関に対し元利金の受領と請求を、また、機構加入者は弊社に対し元利金の請求を、それぞれ委任していただきます（業務規程第 58 条の 30、第 58 条の 31）。



業務規程（抜粋）

第 58 条の 30 第 1 項：「機構加入者は、機構に対し、…償還金…及び利金の請求を委任しなければならない。…」

第 58 条の 31 第 1 項：「加入者（機構加入者を除く。）は、…償還金及び利金の受領並びにその請求について、直近上位機関である口座管理機関に委任する。…」

第 2 項：「前項の委任を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、当該間接口座管理機関は、その直近上位機関である口座管理機関に同様の委任…を行わなければならない。…」

2.利金の算出方法

登録債や現物債における利金の算出は、券種毎の利金単価を積み上げる方法となっています。一方、券種を用いず残高のみを管理する一般債振替制度においては、利金も残高に

利率や利息計算期間等に乗じて算出されます。

実務的には、残高に、支払代理人から弊社に通知頂く「一通貨あたりの利子額」(利率・利息計算期間等から算出した数値で、小数点以下13位未満切捨て。業務規程施行規則第27条の5第1項第22号参照。)を乗じて計算します。

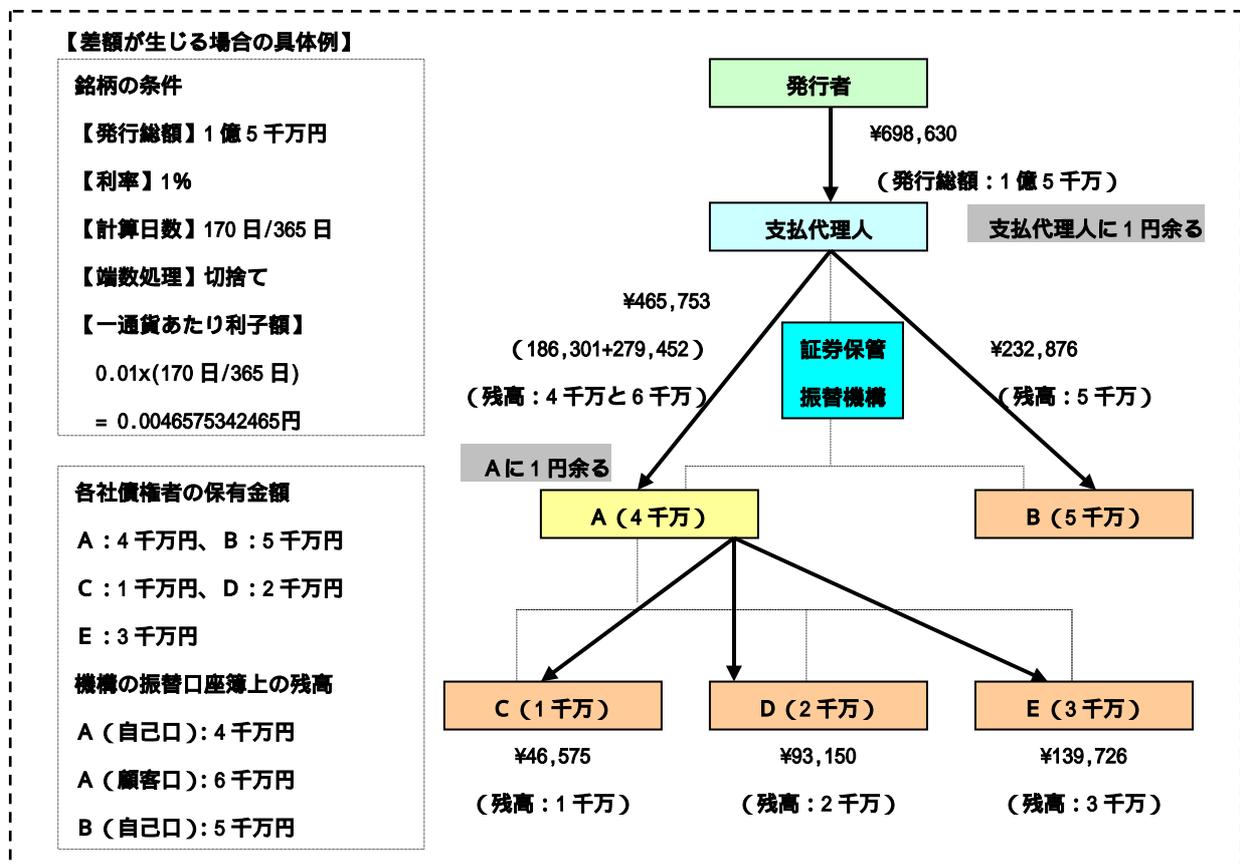
各関係者が授受すべき利金額は、下表のように、利金計算のベースとなる残高に対して一通貨あたりの利子額を乗じて算出されます。(業務規程施行規則第27条の40)

支払者	受領者	利金計算のベースとなる残高
発行者	支払代理人	当該振替債の発行総額(償還済みの額を除く。)
支払代理人	機構加入者	機構が備える振替口座簿における当該機構加入者の区分口座(当該区分口座が課税分口座の場合は税区分)毎の残高
口座管理機関	加入者	当該口座管理機関が備える振替口座簿における当該加入者の残高

3. 端数処理と差額の取扱い

上記2.の利金計算において生じた小数点以下(円貨建債の場合、1円未満)の端数は切り捨てます(業務規程施行規則第27条の40)。従って、利率や利息計算日数によっては、各関係者の受取額と支払額に不一致が生じることがありますが、この差額の精算は行いません(業務規程施行規則第27条の41)。

差額の支払を請求することもできませんので、十分ご注意ください。



4. 既発債を振替債へ移行する場合の取扱い

上述のように、振替債の利金は残高に「一通貨あたりの利子額」を乗じて算出しますが、既発債については「移行前の最低券種あたりの利子額」に見合う値を「一通貨あたりの利子額」として設定していただきます。これにより、単一券種の銘柄については移行前後で各関係者の受け取る利金額が変わることはありません。

しかし、複数券種が存在する銘柄の場合、移行前後で各関係者の受け取る利金額に差異が生じることがありますが、この差額の精算は行いません(業務規程施行規則附則第2条、本則第27条の41)。

差額の支払を請求することもできませんので、十分ご注意ください。

【移行前後で差額が生じる場合の具体例】

発行総額：1億5千万円、利率：1%、利息計算日数：170/365日

各社債権者の保有状況は下表の通り(券種あたり利子額の算出にあたり、端数切捨ての銘柄を想定)

券種	券種あたり 利子額	各社債権者の券種保有状況				
		A	B	C	D	E
1000万円	46,575円	4枚	5枚	---	---	---
100万円	4,657円	---	---	10枚	20枚	30枚
保有残高		4000万円	5,000万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円

端数切捨ての銘柄の場合、移行後の「一通貨あたりの利子額」は、最低券種(=100万円)あたりの利子額に見合う0.004657円(4,657円÷100万円)となる。この場合の各社債権者の移行前後の利金額は下表の通り。

	発行者の 支払額	Aの 受取額	Bの 受取額	Cの 受取額	Dの 受取額	Eの 受取額
移行前利金額	698,595円	186,300円	232,875円	46,570円	93,140円	139,710円
移行後利金額	698,550円	186,280円	232,850円	46,570円	93,140円	139,710円
差額	-45円	-20円	-25円	±0	±0	±0

端数四捨五入の銘柄の場合、移行前の100万円券種あたりの利子額は4,658円なので、移行後の「一通貨あたりの利子額」=0.004658円となる。この場合の各社債権者の移行前後の利金額は下表の通り。

	発行者の 支払額	Aの 受取額	Bの 受取額	Cの 受取額	Dの 受取額	Eの 受取額
移行前利金額	698,655円	186,300円	232,875円	46,580円	93,160円	139,740円
移行後利金額	698,700円	186,320円	232,900円	46,580円	93,160円	139,740円
差異	+45円	+20円	+25円	±0	±0	±0